

# AZInsight

AZSA / KPMG NEWS LETTER エージーインサイト

Volume

20

2007  
April

- ・「リース取引に関する会計基準(案)」および「リース取引に関する会計基準の適用指針(案)」について
- ・ 共通支配下における組織再編行為の会計処理の見直しについて
- ・ 関連当事者の開示
- ・ 海外取引の実態と移転価格税制(前編)
- ・ 進展する企業の社会的責任(CSR)
- ・ 海外トピック - グローバル

# 「リース取引に関する会計基準(案)」および「リース取引に関する会計基準の適用指針(案)」について

あずさ監査法人 マネジャー 轡田 留美子

平成18年12月27日に、企業会計基準委員会より「リース取引に関する会計基準(案)」および「同適用指針(案)」が公表されました。これにより、従来、所有権移転外ファイナンス・リース取引の例外処理として認められてきた「通常の賃貸処理に係る方法に準じた会計処理」が廃止されることとなります。

本稿では、この会計基準の適用に伴う影響について検討します。

## I はじめに

平成18年12月27日に、企業会計基準委員会より、「リース取引に関する会計基準(案)」および「同適用指針(案)」が公表されました(これら基準等の適用については、平成20年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度と予定されています)。

もともとリース取引については、平成5年6月17日付けで、企業会計審議会第一部会より「リース取引に係る会計基準」が公表されていまして、この改正前基準では、ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転外ファイナンス・リース取引について、一定の注記を要件として「通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理」が例外的に認められていましたが、大半の企業がこの例外処理を採用するという状態となっています。

これに対し、企業会計基準委員会では、例外処理の再検討を含めたリース会計基準について検討を行い、平成18年7月に一旦、適用時期を明示しない「試案」という形での公表を行ったうえで、このたび改めて「会計基準(案)」と「適用指針(案)」の公表を行っています。

今回公表された「会計基準(案)」および「適用指針(案)」では、従来、所有権移転外ファイナンス・リース取引の例外処理として認められてきた「通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理」が廃止され、原則的な方法である「売買処理に係る方法に準じた会計処理」が適用されることとなります。

このような状況のなか、前述のとおり、大半の企業が「例外処理」を採用している現状を考えると、「賃貸借に準じた会計処理」から「売買処理に準じた会計処理」への変更により大きな影響を受ける企業も少なくないと思われます。このため以下では、当該変更による影響について検討を行います。

なお、基準(案)および適用指針(案)では、リース取引の分類およびその会計処理については、複数の処理方法が設けられていますが、今回すべてについて検討することはできないため、もっとも影響が大きいと思われる所有権移転外ファイナンス・リース取引で、利息相当額を利息法にもとづき各期へ配分したケースを前提に、その会計上における影響額の検討を行います(本来は、税効果を含めた、税務影響についても考慮する必要がありますが、税務面の影響まで踏み込むと複雑になるため、純粋な会計処理の変更による影響のみを対象としました)。

また、文中意見にわたる部分は私見であることを、あらかじめご了承ください。

## II 基準変更による影響

### 1. 総資産額への影響(貸借対照表上の影響)

所有権移転外ファイナンス・リース取引を利用している場合に、今回の基準(案)適用によって、もっとも影響を受けるのは、「借手」の貸借対照表における総資産額となります。

#### (1) 貸借対照表上の影響

##### 1 借手

「借手」の貸借対照表では、所有権移転外ファイナンス・リースを売買処理に準じた会計処理を行うことにより、従来の賃貸借処理に準じた方法ではオフバランス(注記)処理されていたリース資産とリース債務が、両建てで追加計上されることとなります。

このため、貸借対照表上、資産・負債双方が増加し、総資産額が増加します(図表1参照)。

図表1 借手の貸借対照表

現行(B/S)		新基準適用後(B/S)	
流動資産	40	流動資産	40
固定資産	60	固定資産	(60 + 20 = )80
	100	(うちリース資産)	(20)
負債	40	負債	(40 + 20 = )60
純資産	60	(うちリース債務)	(20)
	100	純資産	60
			120

【注記:オフバランス】	リース資産	20
-------------	-------	----

リース資産のオンバランス化により、固定資産が増加。B/Sの総資産全体も増加する。

##### 2 貸手

「貸手」の貸借対照表については、現行の賃貸借処理に準じた方法を採用していても、「リース資産」を固定資産に計上しているため、総資産に与える影響は特にありません。

ただし、現行では「固定資産」に計上していたものが、基準(案)の適用により、当該企業の主目的たる営業取引により発生したものである場合には、「流動資産」の区分に、「リース投資資産」として計上されることになるため、

図表2 貸手の貸借対照表

現行(B/S)		新基準適用後(B/S)	
流動資産	30	流動資産	(30 + 20 = )50
固定資産	70	うちリース投資資産	(20)
(うちリース資産)	(20)	固定資産	50
	100		100
負債	40	負債	40
純資産	60	純資産	60
	100		100

【注記】	リース資産	20
------	-------	----

貸手は、もともとリース資産をオンバランス処理しているため、総資産額には影響なし。  
ただし、基準適用後は、営業の主目的たる営業取引により発生したものである場合には、流動資産に「リース投資資産」として計上するため、「固定資産」「流動資産」への計上区分の変更が行われる(営業の主目的以外の場合は、「1年基準」により、流動・固定分類が行われる)。

流動固定区分(比率)が変更されることとなります(図表2参照)。

なお、主目的たる営業取引以外の取引により発生した場合には、1年基準により流動・固定分類が行われます。したがって、貸手の影響はリース取引が主目的たる営業取引から生じているか否かで、異なることとなります。

## (2) 総資産利益率(ROA)の減少

指標影響として大きいと思われるものには、総資産利益率(Return on Asset; 以下、「ROA」という)があげられます。

ROAは、企業に投下された総資産が、利益獲得のために、どれほど効率的に利用されているかをみる指標であり、「利益」を分子、「総資産」を分母に計算されます。

図表3 総資産利益率(ROA)

$$\begin{aligned} \text{総資産利益率(ROA)} &= \frac{\text{利益}}{\text{総資産}} \times 100\% \\ &= \text{売上高利益率} \left( \frac{\text{利益}}{\text{売上高}} \right) \times \text{総資産回転率} \left( \frac{\text{売上高}}{\text{総資産}} \right) \times 100\% \end{aligned}$$

このため、前述したとおり、基準(案)の適用において、「借手」は、これまでオフバランス(注記)処理されていた、リース資産が固定資産に計上され、総資産額が増加することになるため、ROAの計算上、分母が増加し、前期と同じ利益(分子)を上げていたとしても、ROAが減少することとなります。

なお、実際の数値影響は、賃貸借処理の際にオフバランス処理している、リース資産残高の大きさにより変わってくると思われます。「貸手」については、前述のとおり、総資産影響はないため、ROAへの直接的な影響は特にないと思われます。

## 2. 損益認識のタイミング的な影響(損益計算書上の影響)

所有権移転外ファイナンス・リース取引における「損益認識」は、単純化すると、「借手」側では、「リース料総額」をリース期間に期間配分して、損益を認識しているといえます。そして、「貸手」側では、同様に「利息相当額」をリース期間で期間配分して損益の認識を行っているといえます。

ただ、今回の基準(案)適用においては、「利息法」が原則となるため、この期間配分方法が、従来の「定額」認識から「遞減」認識に変更されることとなります。

以下では、図表を使用してその考え方を示すとともに、損益計算書への影響を検討します。

### (1) 認識時期(タイミング)の変更

図表4は、現状の賃貸借処理に準じた方法により、リース期間にわたり定額で「リース料」を毎期損益計算書へ計上した場合の損益認識のイメージ図です。

これに対し、右の基準(案)による処理(売買処理に準じた方法)を採用した場合は、利息相当額について「利息法」により遞減認識することになるため、契約スタート当初の利息相当額の算定額が大きくなり、その後の損益については遞減して認識されていきます。

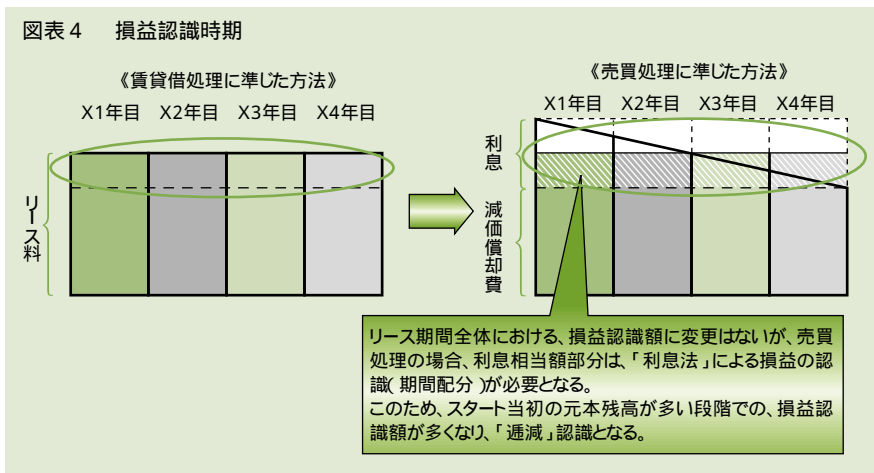
売買処理に準じた方法のほうが、図表4のX1年目における「白抜きの台形」

会計トピック 1

部分だけ、1年目の利息相当額の認識額が多いことが、図表からわかると思います。

ただし、全体の面積( 損益認識額合計 ) 自体に変更はないため、図表4を例にとれば、X3年目以降は逆転し、従来の方法に比べて1年間での損益認識額は減少することになります。

なお、図表上では、単純化のため直線での利息計算を表していますが、実際には、カーブを描くことになりますのでご注意ください。



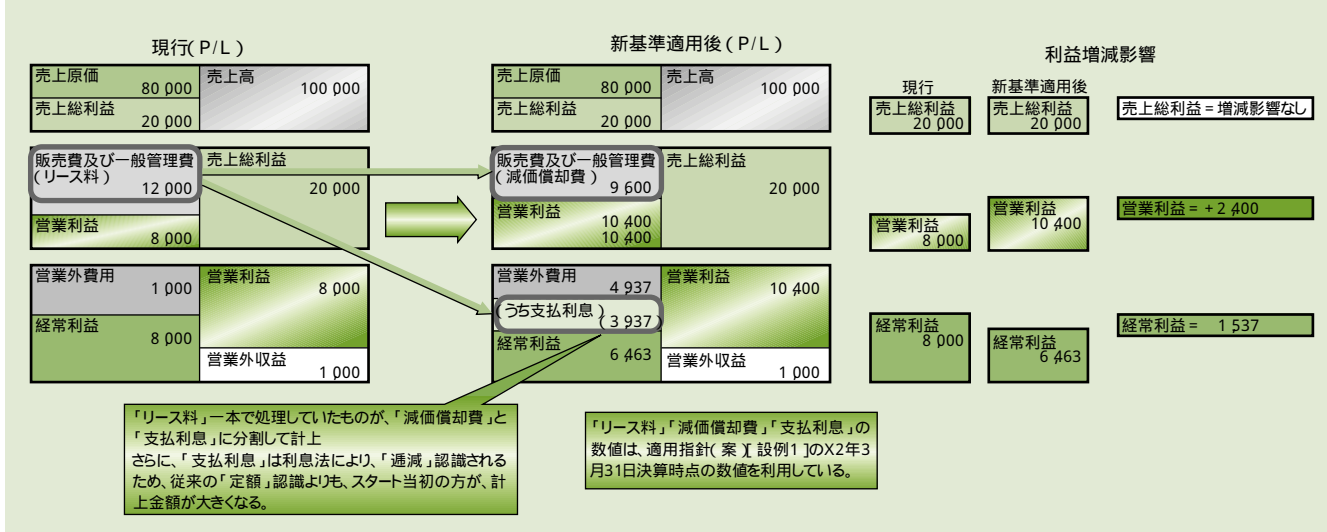
(2) 損益計算書への影響

1 借手

従来の貸借処理に準じた会計処理を適用している「借手」の損益計算書では、販売費及び一般管理費として、「リース料」をリース期間にわたり定額で損益認識していますが、基準(案)適用後は、元本相当分については、「減価償却費」として営業費用へ計上し、利息相当分については、「支払利息」として営業外費用に計上することになります。

このため、販売費及び一般管理費から、営業外費用へ計上区分が一部変更されることによる影響と、利息相当額を、利息法により逓減認識することによる影響が、営業利益段階および経常利益段階で現れます( 図表5参照 )。

図表 5 借手の損益計算書



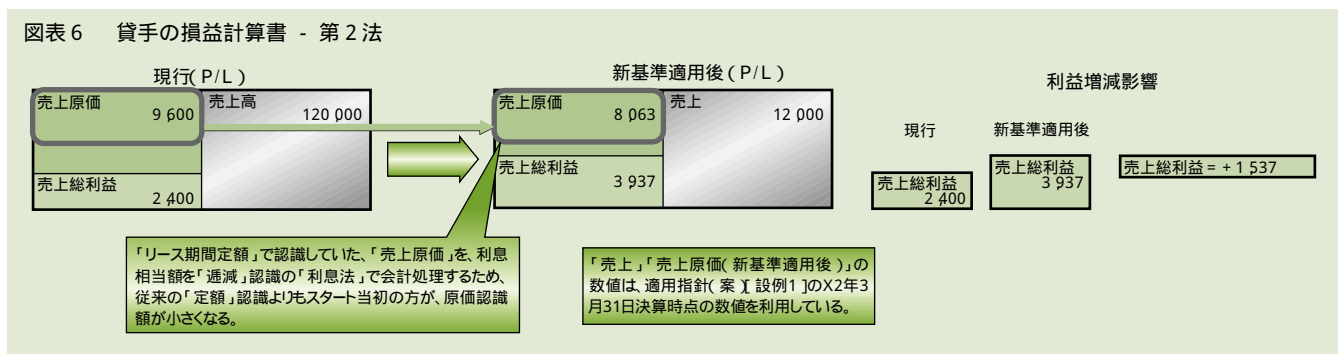
適用初年度の取扱いについては、別途の定めがあるため、上記はあくまで賃貸借処理と、売買処理の違いによる影響です。

なお、従来「リース料」を製造原価として売上原価に計上されていた場合は、利息相当分を除いた「減価償却費」部分のみが売上原価に計上されることとなるため、売上総利益段階に影響を与えることになります。

## 2 貸手

「貸手」の損益計算書における影響は、利益に該当する受取利息相当額の認識方法が、リース期間にわたる「定額」から利息法による「逓減」認識に変更される点にあります。

このため、売上総利益段階で、認識方法の差異部分について、影響を受けます(図表6参照)。



なお、図表6においては、適用指針(案)における、第2法をベースに表現していますが、第1法・第3法を採用したとしても、その年度で認識される利益額(受取利息相当額)は同額となるため、表示方法の違いだけであり、影響の現れ方は等しくなります(適用指針(案)第49項参照)。

また、適用初年度の取扱いについて別途の定めが設けられているのは、貸手においても同様です。上記は、賃貸借処理と売買処理の違いによる影響となっています。

## Ⅲ 不動産に係るリース取引の取扱い

リース会計基準(案)および適用指針(案)では、一般的なリース取引をメインに規定されていて、特殊なリース取引については扱われていません(適用指針(案)83項参照)が、試案からの追加事項として、従来明確に触れられていなかった不動産リースに関する考え方が示されています。

この不動産リースに関する考え方については、今回の公開草案の段階ではじめて明示されたものでもあり、適用指針(案)第18項、19項と、その結論の背景にあたる第91項～93項については、該当取引のある企業は一読していただきたいと思えます。なお、不動産に係るリース取引の取扱いについては、はじめて考え方が明示されたものであるため、今回は、その紹介にとどめ、解説等は省略させていただきます。

〒162-8551

東京都新宿区津久戸町1番2号

あずさセンタービル

TEL : 03-3266-7500(代表)

FAX : 03-3266-7600

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で下す適切なアドバイスに従ってください。

© 2007 KPMG AZSA & Co.,  
an audit corporation incorporated under the  
Japanese Certified Public Accountants Law and  
a member firm of the KPMG network of  
independent member firms affiliated with  
KPMG International, a Swiss cooperative.  
All rights reserved. Printed in Japan.